

07 果本第 45 号
令和 7 年 10 月 27 日

個別品目ごとの表示ルール見直し分科会
座長 森光 康次郎 様

一般社団法人日本果汁協会
会長理事 中村 英男

食品表示基準（果実飲料の個別ルール）の見直しについて

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

第 8 回の分科会においてご意見をいただきました、食品表示基準の別表第 4 「原材料名」及び別表第 22 「表示禁止事項」の規定について、日本果汁協会において検討を重ねた結果、これらの関係規定を削除することとしましたのでご報告いたします。

また、業界が速やかに横断ルールへ移行し、適切な表示を行うため、食品表示基準の見直しの際には、次の点についてご高配いただきますようお願いいたします。

1. 消費者庁において、改正食品表示基準に関する Q&A の作成を、早急にお願いいたします。
2. 当協会では、適正な表示に資するため、業界向けのガイドラインの作成を検討しています。作成にあたり、消費者庁の適切な指導をお願いいたします。
3. 今回の見直しに伴い、追って必要となる公正競争規約の改正作業にあたっては、消費者庁内の関係部署間における円滑な連携をお願いいたします。

謹白